

議案第17号

新座市休日歯科応急診療所条例を廃止する条例

新座市休日歯科応急診療所条例（昭和54年新座市条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市休日歯科応急診療所を廃止したいので、この案を提出するものである。